平成２７年（フ）第３２５号
さいたま市北区東大成町１丁目651番地13　加藤ビル３Ｆ
債務者　井上清美こと　張　　潔
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３５６号
埼玉県新座市野寺５丁目６番４号　北山荘２号室
債務者　森山　和幸
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３８２号
さいたま市南区白幡６丁目18番１号　サンホワイトクニヤ303
債務者　宮西　　遥
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３８５号
埼玉県上尾市大字瓦葺1994番地６　リリーハイツⅡ－102
債務者　笹村　省英
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４０８号
埼玉県鴻巣市箕田4183番地　102号室サンハイツかどやＢ
債務者　久保　君江
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４０９号
埼玉県川口市戸塚５丁目12番34号　レインボーパレス２号館105号
債務者　高橋　美穂（旧姓岩永）
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４３５号
さいたま市南区白幡２丁目９番７号　小泉ビルⅢ202号
債務者　島田政昭こと　車　　政昭
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
埼玉県春日部市牛島91番地１　エルディム関根Ⅰ－202号
債務者　中島　丈徳
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１６２号
埼玉県春日部市大場833番地１　ピアコート春日部壱番館204号
債務者　駒崎　伸嘉
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１８４号
埼玉県川越市大字藤間12番地14　メゾン・ソレーユ101号室
債務者　高橋　聡幸
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１２５号
相模原市中央区南橋本２丁目６番11号　パークハイツスイメイ101号
債務者　千葉　公三
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１３０号
相模原市中央区宮下本町１丁目８番10号　サンハイツ宮下203
債務者　長谷川幸彦
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１４０号
相模原市南区新戸5194番地　セジュールアン202
債務者　仲村　良子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１６号
京都府京丹後市大宮町河辺2313番地
債務者　吉岡　健介
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第１００号
埼玉県所沢市大字山口22番地の２　ベルパテオ201
債務者　阿部美由紀
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１０９号
埼玉県飯能市仲町29番10号　プラザ　ドゥアミーゴス203
債務者　三枝　陽子
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１２６号
埼玉県富士見市針ケ谷２丁目16番地22　キャトルセゾン202
債務者　鈴木　雄大
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日までさいたま地方裁判所川越支部